

# 文化財を大切にしましょう

11月1日～7日は

## 文化財保護強調週間

### 文化財保護の歩み

今年3月、相楽町三月田で2基の古墳の発掘調査が行われました。古墳は、その地域における古代の有力者の墓で、この2基の古墳からは、遺体が葬られた横穴式石室と完形品を含む土器等多くの副葬品が発見されました。この地方の古代史を解明するうえで、大切な資料です。

11月1日から7日までは「文化財保護強調週間」です。貴重な文化財を私たちの力で守りましょう。



三月田古墳出土品

昭和24年1月、法隆寺金堂の貴重な壁画が焼失したことが契機になって、文化財保護の機運が高まり、翌25年に「文化財保護法」が制定されました。さらに、法隆寺金堂が修復されたのをきっかけに、昭和29年11月3日「文化財保護強調週間」が設けられました。

### 文化財保護の意義

文化財には次のようなものがあります。

- ・有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、考古・歴史資料など）
- ・無形文化財（芸能、工芸技術など）
- ・民俗文化財（風俗慣習・民俗芸能、衣食住に関する用具など）
- ・記念物（史跡、名勝地、貴重な動植物など）
- ・伝統的建造物群（周囲の環境と一体をなして歴史的景観を形成するもの）

これらの文化財は、私たちの歴史や文化を正しく理解するために欠くことのできないものであり、将来の文化向上の基礎をなすものです。

貴重な国民的財産である文化財を次世代へ伝えることは、私たちの責務です。

## 市内指定文化財件数(平成8年10月現在)

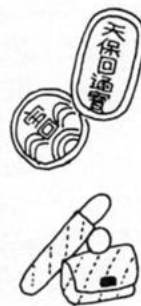
	建造物	絵画	彫刻	工芸	文書	考古	民俗	史跡	天然記念物 天記	計
国指定				2			1		3	6
県指定		1	4			1			1	7
市指定	12	13	19	10	32	2	3	9	4	104
計	12	14	23	12	32	3	4	9	8	117

### 文化財を保護するために

有形の文化財は、長い年月を経ていくうちに、さまざまな要因により変質・損傷します。一度、傷つけたら、壊したりすると取り返しがつきません。

見学・鑑賞する時は、一人ひとりがマナーを守り、タバコなどの火の不始末による文化財の焼失などがないように心がけましょう。

蒲郡の文化財については、市教育委員会発行の「文化財図録」「指定文化財所在図」「埋蔵文化財分布図」(いずれも博物館で販売)などをご覧ください。



### 埋蔵文化財の保護にご協力を

「埋蔵文化財分布地図」には、開発などにより失われた遺跡を含む約100件の埋蔵文化財が示されています。これら、文化財包蔵地の保護のために、その付近で土木工事など開発行為をされる場合は、事前に博物館(☎68-1881)までご連絡してください。

また、その他の地域でも、工事や農作業中に、偶然、土器片等が見つかる場合があります。この場合も、作業を一時中止し、そのままの状態を博物館にご連絡ください。

埋蔵文化財保護のために、緊急調査を行う場合もありますが、特別なことがない限り、工事などは継続できません。ご協力をお願いします。